

ひょうご農地・水ニュース

監修：兵庫県農政環境部農地整備課

発行：兵庫県多面的機能発揮推進協議会 兵庫県土地改良事業団体連合会

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本県において緊急事態宣言が出ており、自粛要請がなされています。

多面的機能支払交付金の活動にも影響を受けることから、本号では、活動の実施や活動の際の留意点をお知らせします。



★活動組織のみなさまへ



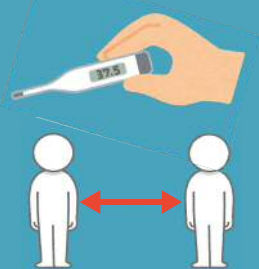
活動の可否を検討（自粛要請期間）

- ☑活動の可否を各組織で判断
- ☑自粛期間後への延期を検討（年度内や後年度で可能な場合）
- ☑活動を行う場合は、感染防止対策を徹底



活動を行う前に

- ☑参加者数の抑制や密集しない活動の検討
- ☑感染拡大抑止に有効な資材の準備（消毒液、マスク等）
- ☑連絡体制の事前準備（体調不良者への対応等）



活動時のポイント

- ☑活動開始前の健康確認（申告や検温等）
- ☑活動時や休憩時に参加者間で十分な距離を確保
- ☑感染拡大抑止に有効な資材や装着（マスクの着用、手指やヘルメット、多人数が触れる資材の消毒等）



総会や研修会を開くときは

- ☑換気の良い環境での開催（屋外や屋内でも通気のよい状態）
- ☑総会の書面議決や出席者抑制による開催（後日議事録配布）
- ☑代替え手段の検討（資料配付・回覧・アンケート等）

【解説】活動組織の役員のみなさまへ

★令和2年度の交付金が使えない見込みが明らかになった時点で市町にご相談願います

1 活動の自粛判断について

- ① 活動自粛と認められる期間は、「**県や市町の自粛要請および国の緊急事態宣言に示された期間のいずれか長い期間**」とします。
- ② 活動の自粛判断は、活動組織が判断するものとし、年間で令和2年度の活動の実施見込みが立たなくなった時点で、速やかに市町へ報告願います。

2 活動の実施について

- ① 協働力深化加算の対象として、参加者数の8割以上の参加を予定していた活動が実施困難な場合は、複数回の分散開催により、令和2年度内で合計人数を達成すれば実施と取り扱います。
- ② やむを得ず令和2年度に予定した活動ができない場合は、**活動期間内の後年度に振り替えを可能とします。**（下記③は対象外）
- ③ **令和2年度が活動期間最終年度で**、5年間の活動要件に該当する活動（地域資源保全管理構想の作成、研修等）を実施する必要があるものについては、**活動体制を工夫して実施して下さい。**

3 交付金の扱いについて

- ① 中止に伴う交付金の充当について
やむを得ず活動を中止する場合には、「甚大な自然災害」「特別な事情」に該当するため、中止に伴うキャンセル料や対象組織の恒常的経費に充当しても差し支えありません。
- ② 返還について
活動の自粛に伴い、やむを得ず令和2年度の活動が実施できなかった場合は、「自然災害その他やむを得ない理由」に該当することで、**遡及返還は免除される予定です。**

※『農業者に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン』（農林水産省 HP）も併せて参考にしてください。
https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/gl_nou_PR.pdf



なお、ここで示した取扱いは、県や市町の自粛要請および国の緊急事態宣言に示された期間（自粛期間）を念頭に示しておりますが、新型コロナウイルス感染症の状況は刻々と変化し、各地域においても事情が異なることから、**各組織において別途の方針を定めることを妨げるものではありません。**

問合せ先：兵庫県多面的機能発揮推進協議会 TEL 078-360-6605
兵庫県農政環境部農地整備課 TEL 078-362-3431